

核物質防護分野の原子力規制検査の実施状況

令和 4 年 8 月 31 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、令和 4 年度第 27 回原子力規制委員会臨時会合（令和 4 年 7 月 27 日）において、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「事業所」という。）に対する原子力規制検査（核物質防護）において確認された事案について報告したところ、その後の検査等により判明した事項に関して報告するものである。

当該事案は、ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案を踏まえた改善措置計画の一環として、事業所がこれまで講じてきた核物質防護措置について再点検をする中で発見し、自律的に自主改善に取り組んでいた事案であることから、暫定的な評価結果も含め報告するものである。

2. 原子力規制検査（核物質防護関係）の実施状況

別紙のとおり

3. 今後の対応

本日の委員会での議論を踏まえ、令和 4 年度第 2 四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）の報告に反映することとしたい。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における
原子力規制検査（核物質防護）の実施結果

1. 防護本部の非常用電源設備に係る事案

(1) 事案概要

ア 原子力規制庁の確認日 令和4年6月27日

イ 検査日 令和4年6月27日～30日、8月22日・23日

ウ 原子力規制委員長及び各委員への報告日 令和4年7月27日

エ 内容

○ 令和4年6月27日、原子力規制検査（基本検査）を実施したところ、事業所から、防護措置の改善計画の一つとして、防護本部の非常用電源設備の自主改善計画について説明があった。その際、非常用電源を防護本部に受電する場合の手順及び過去の訓練状況について確認したところ、手順を明確化した文書等は存在せず、訓練も実施していないとの説明があった。

○ これを受け、原子力規制庁は、原子力規制検査（基本検査）において、非常用電源の接続が、防護本部では手順書や訓練がなくても実施可能であると認められること等を確認した。

オ 該当条文等

実用炉規則第91条第2項第20号（非常用電源設備及び無停電電源装置の設置）

カ 備考

事業所では、防護本部における非常用電源設備の強化を図るべく、所要の自主改善措置を講じた。（令和4年7月）

なお、施設等への妨害・破壊行為の発生は認められていない。

(2) 暫定的な評価結果

パフォーマンス劣化はなく、検査指摘事項には該当しないと判断する。

2. 照明装置の非常用電源設備等に係る事案

(1) 事案概要

ア 原子力規制庁の確認日 令和4年6月27日

イ 検査日 令和4年6月27日～30日、8月22日・23日

ウ 原子力規制委員長及び各委員への報告日 令和4年7月27日

エ 内容

- 令和4年6月27日、原子力規制検査（基本検査）を実施したところ、事業所から、一部の照明装置に非常用電源設備及び無停電電源装置が接続されていなかったため、CAP（改善措置活動）により改善中である旨説明があった。その代替措置について確認したところ、手順を明確化した文書等は存在せず、訓練も実施されていないことが判明した。
- これを受け、原子力規制庁は、原子力規制検査（基本検査）において、
 - ・ CAP（改善措置活動）による改善が完了するまでは、所要の代替措置を講ずることとしていたこと
 - ・ 代替措置は、手順書までは作成していないが、核物質防護に関係する者の間では共通認識となっていたこと
 - ・ 代替措置は、求められる機能を十分に確保できるものとは認められなかったこと等を確認した。

オ 該当条文等

実用炉規則第91条第2項第2号（周辺防護区域の設定）

第3号（立入制限区域の設定）

第20号（非常用電源設備及び無停電電源装置の設置）

カ 再発防止策

事業所では、代替措置の拡充と手順書の整備（令和4年8月）等により、求められる機能の確保を図っている。

なお、施設等への妨害・破壊行為の発生は認められていない。

(2) 暫定的な評価結果

重要度：緑

深刻度：S L IV

なお、本事案は、事業所は一連の改善措置の取組の中から見出した上で、CAP（改善措置活動）に登録し自律的に改善を図っていた中で判明したものである。